



# 長野県報

3月31日(火)  
平成27年  
(2015年)  
号外

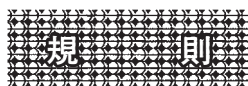
## 目次

### 規 則

長野県組織規則の一部を改正する規則（行政改革課）	2
事務処理規則の一部を改正する規則（行政改革課）	7
職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	11

### 訓 令

職員の勤務成績評定に関する規程の一部改正（人事課）	13
財務規則第2条に定める所の出納員の任免の一部改正（人事課）	18
職員の研修に関する規程の一部改正（人事課）	18
兼務に関する規程の一部改正（人事課）	19
長野県文書規程の一部改正（情報公開・法務課）	20
組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程の一部改正（行政改革課）	21
長野県教育委員会公印規程の一部改正（教育総務課）	21
長野県教育委員会文書規程の一部改正（教育総務課）	21
兼務に関する規程の一部改正（教育総務課）	22
長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程の一部改正（教育総務課）	22
長野県立高等学校における兼務に関する規程（高校教育課）	23
職員の勤務成績評定に関する規程の一部改正（教育総務課）	23
教育長の権限に属する事務処理規程の一部改正（教育総務課）	28



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月31日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県規則第32号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第14条の8」を「第14条の9」に、「一第30条の4」を「第30条の4」に、

「第1款の2 消費生活センター(第56条の2・第56条の3)  
第2款 自治研修所(第57条・第58条)」を

「第2款 消費生活センター(第57条・第58条)」に、「看護専門学校」を「須坂看護専門学校」に、「第182条」を「第185条」に、「第190条」を「第191条」に、「第57款の2 諏訪湖流域下水道事務所(第221条の3—第221条の5)」を「第57款の2 流域下水道事務所(第221条の3—第221条の5)」に、「第57款の3 千曲川流域下水道建設事務所(第221条の6—第221条の8)」を「第57款の2 流域下水道事務所(第221条の3—第221条の5)」に改める。

第3条第4号中「県民協働課」を「県民協働課 暮らし安全・消費生活課」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(職員キャリア開発センターの設置)

第3条の2 総務部に、前条に規定する課のほか、職員キャリア開発センターを置く。

(職員キャリア開発センター)

第3条の3 職員キャリア開発センターは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 職員育成に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 職員研修に関すること。
- (3) 職員の政策研究に関すること。
- (4) 職員の勤務成績の評定に関すること。
- (5) 職員の働きやすい職場環境づくりの推進に関すること。

第4条中「前条」を「第3条」に改める。

第4条の8第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 自家用有償旅客運送に関すること。

第5条の2第3号中「、研修及び勤務成績の評定」を削り、同条第8号中「自治研修所及び」を削り、同条第9号中「他課」を「センター及び他課」に改める。

第8条第4号中「妻科庁舎」の次に「、南俣庁舎」を加える。

第2章第1節第1款第2目の4中第14条の8を第14条の9とする。

第14条の7中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 子ども・子育て支援に関すること。

第14条の7に次の1項を加える。

2 子ども・家庭課に、子ども支援センターを付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) 子どもに関する各般の問題についての相談に関すること。
- (2) 子ども支援委員会の庶務に関すること。

第14条の7を第14条の8とし、第14条の4から第14条の6までを1条ずつ繰り下げる。

第14条の3の見出しを「(暮らし安全・消費生活課)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「県民協働課に、消費生活室を付置し」を「暮らし安全・消費生活課は」に、「つかさどらせる」を「つかさどる」に改め、同項第11号を同項第14号とし、同項第10号中「及び消費生活審議会」を「、消費生活審議会、交通安全対策会議及び交通安全運動推進本部」に改め、同号を同項第13号とし、同項第9号の次に次の3号を加える。

- (10) 交通安全対策の企画及び連絡調整に関すること。
- (11) 交通安全の啓発宣伝に関すること。
- (12) 犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る企画及び連絡調整に関すること。

第14条の3第2項を同条第1項とし、同条第3項を削り、同条第4項中「県民協働課」を「暮らし安全・消費生活課」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第14条の4とし、第14条の2の次に次の1条を加える。

(県民協働課)

第14条の3 県民協働課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県民及び民間団体との協働の推進に関すること。  
 (2) NPO活動の推進に関すること。  
 (3) 特定非営利活動法人に関すること。

第15条第6号中「老人、」を削る。

第15条の2第1項第8号中「、准看護師及び歯科衛生士」を「及び准看護師」に改め、同項第11号中「、公衆衛生専門学校及び看護専門学校」を「及び須坂看護専門学校」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 歯科衛生士に関すること（保健・疾病対策課の所管に属するものを除く。）。

第16条の2第8号中「精神保健福祉センター」を「公衆衛生専門学校及び精神保健福祉センター」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 歯科衛生士の養成に関すること。

第27条の5第9号中「千曲川流域下水道建設事務所」を「千曲川流域下水道事務所」に改める。

第41条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、第12号を削る。

第43条第1項第7号中「諏訪湖流域下水道事務所」の次に「及び犀川安曇野流域下水道事務所」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第56条第1項第30号中「長野県看護専門学校条例」を「長野県須坂看護専門学校条例」に、「よる長野県看護専門学校」を「よる長野県須坂看護専門学校」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、第20号を第19号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (20) 流域下水道事務所

第56条第2項中第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号から第25号までを1号ずつ繰り上げる。

第2章第2節第2款を削る。

第2章第2節第1款の2中第56条の3を第58条とし、第56条の2を第57条とし、同款を同節第2款とする。

第81条第2項中「及び」を「並びに生活困窮者及び」に、「に対する支援」を「の自立支援」に改める。

第81条の3第6項第4号中「低所得者の更生援護」を「生活困窮者の自立支援」に改め、同項中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

- (15) 子ども・子育て支援に関すること。

第81条の9第2項中「及び」を「並びに生活困窮者及び」に、「支援」を「自立支援」に改める。

第2章第2節第32款の款名を次のように改める。

第32款 須坂看護専門学校

第141条中「長野県看護専門学校は、長野県看護専門学校条例」を「長野県須坂看護専門学校は、長野県須坂看護専門学校条例」に改める。

第142条を次のように改める。

(位置)

第142条 長野県須坂看護専門学校の位置は、長野県須坂看護専門学校条例に規定するところにより、須坂市である。

第182条第3項第5号を削る。

第221条第2項中「、長野県安曇野建設事務所に公園下水道課を」を削り、同条第3項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同条第4項に次の1号を加える。

- (6) 烏川溪谷緑地及び国営アルプスあづみの公園に関すること（長野県安曇野建設事務所に限る。）。

第221条第8項を削る。

第2章第2節第57款の2の款名を次のように改める。

第57款の2 流域下水道事務所

第221条の3中「長野県諏訪湖流域下水道事務所」を「流域下水道事務所」に改め、同条第1号中「諏訪湖流域下水道」を「流域下水道」に改め、同条第2号中「諏訪湖流域下水道工事」を「流域下水道工事」に改める。

第221条の4及び第221条の5を次のように改める。

(名称等)

第221条の4 流域下水道事務所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
長野県諏訪湖流域下水道事務所	諏訪市
長野県千曲川流域下水道事務所	長野市
長野県犀川安曇野流域下水道事務所	安曇野市

2 長野県諏訪湖流域下水道事務所は長野県諏訪建設事務所に、長野県犀川安曇野流域下水道事務所は長野県安曇野建設事務所に付置する。  
 (内部組織)

第221条の5 流域下水道事務所に、その事務を分掌させるため課を置き、その名称及び分掌事務は、次の表のとおりとする。

流域下水道事務所	名称	分掌事務
長野県諏訪湖流域下水道事務所 長野県犀川安曇野流域下水道事務所	管理課	1 流域下水道の管理（整備課に属する事務を除く。）に関する事。 2 流域関連公共下水道の管理に関する事。 3 整備課の所管に属さない事。
	整備課	1 下水道工事の調査、設計、施行及び監督に関する事。 2 流域下水道の維持保全に関する事。 3 流域関連公共下水道の工事に関する事。
長野県千曲川流域下水道事務所	総務課	1 庶務及び会計に関する事。 2 公共用地の取得及び登記に関する事。 3 所内の他課の所管に属さない事。
	上流管理課	1 流域下水道（上流処理区の区域内に限る。）の管理（整備課に属する事務を除く。）に関する事。 2 流域関連公共下水道（上流処理区の区域内に限る。）の管理に関する事。
	下流管理課	1 流域下水道（下流処理区の区域内に限る。）の管理（整備課に属する事務を除く。）に関する事。 2 流域関連公共下水道（下流処理区の区域内に限る。）の管理に関する事。
	整備課	1 下水道工事の調査、設計、施行及び監督に関する事。 2 流域下水道の維持保全に関する事。 3 流域関連公共下水道の工事に関する事。

第2章第2節第57款の3を削る。

附則第2条中「次の各号に掲げる」を「長野保健福祉事務所・北信消費生活センター庁舎及び長野県中央児童相談所における自動ドア点検業務、一般廃棄物処理業務及び産業廃棄物処理業務に係る予算執行に関する」に改め、同条各号を削る。

附則第3条第3項中「附則第2条第1項」を「附則第4条第1項」に改め、同条を附則第4条とし、附則第2条の次に次の1条を加える。  
(地方事務所の管轄区域の特例)

第3条 事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）附則第6項の規定が適用される間、第76条第1項の規定にかかわらず、地方事務所の設置に関する条例第3条の規定により、同規則附則第6項の規定により読み替えて適用される同規則別表第2の5に掲げる事項のうち別表第4に掲げる2以上の地方事務所の管轄区域に係るものに係る管轄区域は、次の表のとおりとする。

名称	管轄区域
長野県下伊那地方事務所	長野県の全域

附則に次の1条を加える。

(全国植樹祭推進室)

第5条 森林づくり推進課に、当分の間、第67回全国植樹祭の開催に関する事務をつかさどらせるため、全国植樹祭推進室を付置する。

2 全国植樹祭推進室に、その事務を分掌させるため、別に定める係を置く。

別表第3中「(第56条の3関係)」を「(第58条関係)」に、

長野県長野消費生活センター
長野県松本消費生活センター
長野県飯田消費生活センター
長野県上田消費生活センター

を

長野県北信消費生活センター
長野県中信消費生活センター
長野県南信消費生活センター
長野県東信消費生活センター

に改める。

別表第10の長野県佐久勤労者福祉センターの項、長野県伊那勤労者福祉センターの項及び長野県木曾勤労者福祉センターの項を削る。  
別表第14を次のように改める。

(別表第14) 削除

別表第15の長野県飯田食肉衛生検査所の項を削り、同表の長野県松本食肉衛生検査所の項中「諏訪市」を「飯田市 諏訪市 伊那市 駒ヶ根市」に、「諏訪郡」を「諏訪郡 上伊那郡 下伊那郡」に改める。

別表第20の長野県下伊那農業改良普及センター阿南支所の項中「下条村」を「下條村」に改める。

別表第32の1の長野県交通安全対策会議の項中 「県民協働課」 を 「くらし安全・消費生活課」 に改め、同表の2の長野県消費者被害救済

委員会の項及び長野県消費生活審議会の項中 「消費生活室」 を 「くらし安全・消費生活課」 に改め、同2の長野県幼保連携型認定こども園

審議会の項の次に次のように加える。

長野県子ども支援委員会	長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成26年長野県条例第32号）第19条の規定による子どもに対する人権侵害に関する事項の調査審議に関すること。	子ども支援センター
-------------	--	-----------

別表第33の建設部の項の次に次のように加える。

職員キャリア開発センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
課又は室	課長	課務又は室務の掌理及び所属職員の指揮監督
	室長	
	係長	課務又は室務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理

別表第33の課又は室の項中「課又は」を「職員キャリア開発センター、課又は」に、

「

課長	課務又は室務の掌理及び所属職員の指揮監督
室長	

を

「

企画幹	企画調整事務の総括掌理又は課の技術に関する専門的事務の総括掌理
-----	---------------------------------

」

「

企画幹	企画調整事務の総括掌理又は課の技術に関する専門的事務の総括掌理
-----	---------------------------------

」に、「課長又は」を「所

長、課長又は」に、「課務又は室務の整理」を「所務、課務又は室務の整理」に、

「

専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
係長	課務又は室務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理

を

「

専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
-----	------------------------------

」に改め、同表の財産活

用課の項中 「

電気技師	電気機械技術業務
汽缶技師	汽缶技術業務
庁務技師	庁務に関する技術業務及び他の課に属する以外の労務
通信技師	通信に関する技術業務

」を

「

庁務技師	庁務に関する技術業務及び他の課に属する以外の労務
------	--------------------------

」に改め、同表のこども・

家庭課の項の次に次のように加える。

子ども支援センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
-----------	----	------------------

別表第33の障がい者支援課の項中

自立支援幹
主任自立支援専門員

を

障がい福祉幹
主任福祉専門員

に改め、同表の森林づくり推進課の項

を次のように改める。

森林づくり推進課	森林害虫防除員	森林病虫害等防除法第11条に規定する職務
----------	---------	----------------------

別表第33の会計課の項中「会計法（昭和22年法律第35号）第13条の2第1項に規定する職務、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条に規定する職務並びに」を削る。

別表第36の自治研修所の項を削り、同表の消防防災航空センターの項中

次長	所長の職務執行の補佐及び所務の整理	を
次長	所長の職務執行の補佐及び所務の整理	に改め、同表の児童相
主任航空専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難なヘリコプターの操縦又は整備に関する専門的業務	

談所の項中「中央に」を「中央及び松本に」に改め、同表の看護専門学校を次のように改める。

須坂看護専門学校	校長	校務の掌理及び所属職員の指揮監督
	副校長	校長の職務遂行の補佐及び校務の整理
	事務長	校務の分掌及び所属職員の指揮監督
	看護技幹	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な看護業務に関する教授
	教授	学理、知識又は技術の教授
	准教授	教授の職務の補助

別表第36の諏訪湖流域下水道事務所千曲川流域下水道建設事務所の項を次のように改める。

流域下水道事務所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	次長（千曲川に限る。）	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
	課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
	係長	課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理

別表第41の行政情報センター所長の項の次に次のように加える。

子ども支援センター所長	こども・家庭課長
-------------	----------

別表第41の長野県長野消費生活センター所長の項を次のように改める。

長野県北信消費生活センター所長	くらし安全・消費生活課長
-----------------	--------------

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（財務規則の一部改正）

2 財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3中「自治研修所 東京事務所」を「東京事務所」に改め、同4中「長野消費生活センター 松本消費生活センター 飯田消費生活センター 上田消費生活センター」を「北信消費生活センター 中信消費生活センター 南信消費生活センター 東信消費生活センター」に改め、同5中「木曾看護専門学校 福祉大学校」を「福祉大学校」に、「上田食肉衛生検査所 飯田食肉衛生検査所」を「上田食肉衛生検査所」に改め、同6中「千曲川流域下水道建設事務所」を「千曲川流域下水道事務所」に改める。

行政改革課



事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月31日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県規則第33号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「局」を「局(職員キャリア開発センターを含む。)」に改める。

第6条第5項中「出納決算係長」を「出納電算係長」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員キャリア開発センター所長が専決する事項は、別表第4の4及び別表第5の1に掲げる事項のほか、第4条、前項及び次項から第6項まで並びに次条に規定する事項以外のものとする。

第9条第4項中「その課長」を「、その課長。第6項において同じ。」に改め、同条中第14項を第16項とし、第9項から第13項までを2項ずつ繰り下げ、第8項を第10項とし、同項の前に次の1項を加える。

9 職員キャリア開発センター所長(以下この項において「所長」という。)が不在のときは課長補佐(課長補佐が複数の場合にあつては、所長があらかじめ指定した課長補佐)が、これらの者がともに不在のときはあらかじめ所長が指定した職員がその事務を代決する。

第9条第7項を同条第8項とし、同条第6項第1号中「第8項」を「第10項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第4項の規定にかかわらず、職員キャリア開発センターがつかさどる事務にあつては、総務部長が不在のときは職員キャリア開発センター所長が、これらの者がともに不在のときは知事の承認を受けてあらかじめ総務部長が指定した順序により課長がその事務を代決する。

附則第5項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(委任事項の特例)」を付し、同項第1号中「長野県飯田消費生活センター」を「長野県南信消費生活センター」に改める。

附則第6項から第15項までを2項ずつ繰り下げ、附則第5項の次に次の2項を加える。

6 中央新幹線鉄道の建設に係る地方事務所長に対する別表第2の5の(14)のイ及びイ、同(18)、同(47)のイの(7)のf、同(66)、同(70)のイ、カ及びクからコまで並びに同(74)のイ及びイの規定の適用については、当分の間、同(14)のイ中「事項(2以上の地方事務所の管轄区域に係るものを除く。イにおいて同じ。)」とあるのは「事項」と、同(カ)中「受理(その面積が30ヘクタールを超えるものを除く。(キ)から(リ)までにおいて同じ。)」とあるのは「受理」と、同(18)中「(アからエまでにおいては、地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が5,000平方メートル以上のものを除く。)及び」とあるのは「及び」と、同(47)のイの(7)のf中「他県又は2以上の地方事務所の管轄区域」とあるのは「他県」と、同(66)のイ中「事項(2以上の地方事務所の管轄区域に係るものを除く。)」とあるのは「事項」と、同(イ)中「事項(長野県自然環境保全条例第20条に規定する大規模開発行為で、その対象面積が30ヘクター

ルを超えるものに係るものを除く。イの(ヒ)から(ハ)まで及びウの(イ)のfから1までにおいて同じ。)」とあるのは「事項」と、同イ中「場合及び2以上の地方事務所の管轄区域に係るもの」とあるのは「場合」と、同ウ中「事項(2以上の地方事務所の管轄区域に係るものを除く。)」とあるのは「事項」と、同(70)のイ中「事項(ヤ、(2)及び(リ)においては、地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が5,000平方メートル以上の建築物に係るものを除く。)」とあるのは「事項」と、同カ中「事項((7)から(ワ)までにおいては、地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が5,000平方メートル以上の建築物に係るものを除く。)」とあるのは「事項」と、同ク中「事項((オ)、(カ)、(ク)及び(コ)から(シ)までにおいては、地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が5,000平方メートル以上の建築物に係るものを除く。)」とあるのは「事項」と、同ケ中「事項((サ)から(ス)まで及び(リ)から(リ)までにおいては、地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が5,000平方メートル以上の建築物に係るものを除く。)」とあるのは「事項」と、同コ中「事項((7)、(エ)から(キ)まで、(コ)及び(ス)においては、地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積5,000平方メートル以上の建築物に係るものを除く。)」とあるのは「事項」と、同(74)のイの(7)中「受理(建築物等の新築、増築、改築又は移転にあつては当該行為に係る部分の地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が5,000平方メートル以上のもの及び土地の形質の変更にあつては当該変更に係る土地の面積が4万平方メートルを超えるものを除く。(イ)から(コ)まで及びイの(イ)から(カ)までにおいて同じ。)」とあるのは「受理」とする。

7 中央新幹線鉄道の建設に係る建設事務所長に対する別表第2の37の(3)のイの(イ)のd及び(キ)、同(4)のイの(ケ)並びに同(7)のウの規定の適用については、当分の間、同(3)のイの(イ)のd中「設計額1,000万円未満の改良工事」とあるのは「改良工事」と、同(キ)中「の許可」とあるのは「及び鉄道その他これに類する施設の許可」と、同(4)のイの(ケ)中「の新築」とあるのは「及び中央新幹線鉄道の建設に係る工作物の新築」と、同(7)のウの(7)中「、橋長25メートル以上の橋の設置に係るもの及び」とあるのは「及び」と、同(シ)中「もの及び橋長25メートル以上の橋の設置に係るもの」とあるのは「もの」とする。

別表第1の1の(2)を次のように改める。

(2) 条例の公布並びに規則の制定及び改廃(軽易な事項に係る規則の改廃を除く。)

別表第2の1中「長野県自治研修所、」を削り、「看護専門学校」を「長野県須坂看護専門学校」に、「長野県長野消費生活センター、長野県松本消費生活センター、長野県飯田消費生活センター、長野県上田消費生活センター」を「消費生活センター」に、「長野県千曲川流域下水道建設事務所」を「長野県千曲川流域下水道事務所」に改め、同(1)ただし書中「建設工事」の次に「、建設事務所の所掌に係る道路の除雪業務及び点検・維持修繕業務」を加え、同3の(1)のイ中「長野県飯田消費生活センター、長野県中信会計センターにあつては長野県松本消費生活センター」を「長野県南信消費生活センター」に、「長野県長野消費生活センター」を「長野県北信消費生活センター」に改め、同5の(8)のイの(7)中「第18条の18」を「第18条の19」に改め、同クを次のように改める。

ク フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)の規定に基づく次の事項

(7) 第17条の規定による指導及び助言

- (イ) 第18条第1項の規定による勧告
- (ウ) 第18条第2項の規定による公表
- (エ) 第18条第3項の規定による措置命令
- (オ) 第28条第1項の規定による登録（県外に主たる事務所を置く者に係るものを除く。(カ)から(ヌ)までにおいて同じ。)
- (カ) 第28条第2項の規定による通知
- (キ) 第29条第1項の規定による登録の拒否
- (ク) 第29条第2項の規定による通知
- (ケ) 第30条第1項の規定による登録の更新
- (コ) 第31条第1項の規定による変更の届出の受理
- (サ) 第33条第1項の規定による廃業等の届出の受理
- (シ) 第34条の規定による登録の抹消
- (ス) 第47条第3項の規定による報告の受理
- (セ) 第48条の規定による指導及び助言
- (ソ) 第49条第1項の規定による勧告
- (タ) 第49条第2項の規定による勧告
- (チ) 第49条第3項の規定による勧告
- (ツ) 第49条第4項の規定による勧告
- (テ) 第49条第5項の規定による勧告
- (ト) 第49条第6項の規定による勧告
- (ナ) 第49条第7項の規定による措置命令
- (ニ) 第91条の規定による報告の徴収
- (ヌ) 第92条第1項の規定による立入検査及び収去

別表第2の5の(8)のシを同スとし、同サの次に次の事項を加える。

シ 長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成25年長野県条例第11号）の規定に基づく次の事項

- (ア) 第10条第1項の規定による土地に関する権利の移転等の届出の受理
- (イ) 第10条第2項の規定による書面の写しの送付及び意見の聴取
- (ウ) 第10条第3項の規定による変更等の届出の受理
- (エ) 第10条第4項の規定による書面の写しの送付及び意見の聴取
- (オ) 第12条第1項の規定による助言
- (カ) 第13条第2項の規定による報告の徴収
- (キ) 第16条第1項の規定による契約の締結の予定がない場合の届出の受理
- (ク) 第16条第2項の規定による書面の写しの送付
- (ケ) 第16条第3項の規定による意見の申出の受理

別表第2の5の(14)のウに次の事項を加える。

- (カ) 第40条第3項の規定による通知の受理（第11条第1項の規定により届出をすべき行為に該当する行為に係るものに限る。）

別表第2の5の(15)のアに次の事項を加える。

- (ハ) 第21条の2第1項の規定による事故の状況及び講じた措置の概要の届出の受理
- (ヒ) 第21条の2第2項の規定による事故時の応急措置命令

別表第2の5の(15)のキ中「第6条」を削り、「よる届出書の受理」を「基づく次の事項」に改め、同キに次の事項を加える。

- (ア) 第6条の規定による届出書の受理
- (イ) 第8条第6号の規定による認定（一の地方事務所の管

轄区域内において譲渡し及び譲受けを行う場合に限る。）  
別表第2の5の(21)中「及び農地制度実施円滑化事業費補助金」を「機構集積支援事業費補助金及び農地台帳システム整備事業費補助金」に改め、同(24)を次のように改める。

- (24) 食品表示に関する事項  
食品表示法（平成25年法律第70号）の規定に基づく次の事項  
ア 第8条第1項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査及び質問  
イ 第8条第2項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査及び質問  
ウ 第12条第1項の規定による申出の受理  
エ 第12条第3項の規定による調査

別表第2の5の(40)のアの(7)中「別表第9の2の(7)のアの(7)」を「別表第8の2の(7)のアの(7)」に改め、同(ウ)中「別表第9の2の(7)のア」を「別表第8の2の(7)のア」に改め、同(42)のエ中「昭和41年長野県告示第591号」を「平成26年3月28日付け25農整第734号農政部長通知」に改め、同(47)のアの(7)のb中「別表第9の2の(7)のアの(7)」を「別表第8の2の(7)のアの(7)」に改め、同(52)を削り、同(53)を同(52)とし、同(54)から(70)までを同(53)から(69)までとし、同(71)のア中「次の事項（(1)、(3)及び(4)）」を「建築物に関する次の事項（(ヤ)、(ユ)及び(リ)）」に改め、同(7)中「第6条の2第10項」を「第6条の2第5項」に改め、同(イ)中「第6条の2第11項」を「第6条の2第6項」に改め、同(ウ)中「第6条の2第12項」を「第6条の2第7項」に改め、同(ク)中「第7条の6第1項」を「第7条の6第1項第1号」に改め、「及び第18条第22項（第87条の2（第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）」を削り、「仮使用の承認」を「認定」に改め、同(7)から(ハ)までを削り、同(チ)を同(リ)とし、同(ケ)を同(ネ)とし、同(7)を同(ス)とし、同(セ)を同(ニ)とし、同(ニ)の前に次の事項を加える。

- (ア) 第18条第24項第1号（第87条の2（第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定

別表第2の5の(71)のアの(ス)を同(ト)とし、同(ソ)を同(テ)とし、同(サ)中「第12条」を「第12条第8項」に改め、「報告の受理、検査並びに」を削り、同(サ)を同(ソ)とし、同(7)の前に次の事項を加える。

- (ス) 第12条第1項（第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理
- (セ) 第12条第3項（第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理
- (ソ) 第12条第5項（第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収
- (タ) 第12条第6項（第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による帳簿等の提出の要求
- (チ) 第12条第7項（第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による立入検査

別表第2の5の(71)のアの(ソ)を同(ソ)とし、同(ケ)を同(サ)とし、同(ケ)の次に次の事項を加える。

- (イ) 第7条の6第3項（第87条の2（第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1



項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用認定報告書の受理

- (ウ) 第7条の6第4項(第87条の2(第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知

別表第2の5の(71)のアの(ヒ)を同(ハ)とし、同(7)から(マ)までを同(ヒ)から(ホ)までとし、同(シ)中「(ホ)及び(マ)」を「(ハ)及び(ホ)」に改め、同(シ)を同(マ)とし、同(ム)を同(シ)とし、同(メ)中「(ム)」を「(シ)」に改め、同(メ)を同(ム)とし、同(モ)を同(メ)とし、同(ヤ)中「(モ)」を「(メ)」に改め、同(ヤ)を同(モ)とし、同(ニ)から(ロ)までを同(ヤ)から(リ)までとし、同タを同チとし、同サからソまでを同シからタまでとし、同コの(キ)中「第12条第7項」を「第12条第8項」に改め、同コを同サとし、同ケの(イ)及び(ウ)中「第12条第7項」を「第12条第8項」に改め、同ケを同コとし、同クを同ケとし、同キの(キ)中「第12条第7項」を「第12条第8項」に改め、同キを同クとし、同イからカまでを同ウからキまでとし、同アの次に次の事項を加える。

イ 建築基準法の規定に基づく建築協定に関する次の事項

- (7) 第73条第1項の規定による建築協定の認可  
 (イ) 第73条第2項(第74条第2項、第75条の2第4項及び第76条の3第4項において準用する場合を含む。)の規定による公告  
 (ウ) 第74条第1項(第76条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定による建築協定の変更の認可  
 (エ) 第74条の2第3項の規定による届出の受理  
 (オ) 第74条の2第4項の規定による公告  
 (カ) 第75条の2第1項の規定による書面の受理  
 (キ) 第75条の2第2項の規定による書面の受理  
 (ク) 第76条第1項(第76条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定による建築協定の廃止の認可  
 (ケ) 第76条第2項(第76条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定による公告  
 (コ) 第76条の3第2項の規定による建築協定の認可

別表第2の5の(71)を同(70)とし、同(72)のイを同ウとし、同アを同イとし、同イの前に次の事項を加える。

ア 第10条の2第2項の規定による報告の徴取及び立入検査(第10条に係るものを除く。)

別表第2の5の(72)を同(71)とし、同(73)のアの(オ)及びイの(ウ)中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同(イ)中「第14条の15第4項」を「第14条の15第5項」に、「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同(73)を同(72)とし、同(74)から(79)までを同(73)から(78)までとし、同6の(25)を同(27)とし、同(24)中「長野保健福祉事務所・長野消費生活センター庁舎」を「長野保健福祉事務所・北信消費生活センター庁舎」に改め、同(24)を同(26)とし、同(16)から(23)までを同(18)から(25)までとし、同(15)のイの(オ)を同(カ)とし、同(イ)を同(オ)とし、同(ウ)の次に次の事項を加える。

- (イ) 第83条第1項の規定による報告等の命令、質問及び立入検査

別表第2の6の(15)を同(17)とし、同(14)を同(16)とし、同(13)を同(15)とし、同(12)を同(14)とし、同(14)の前に次の事項を加える。

- (13) 長野県特定疾病医療費助成事業実施要綱(平成26年12月24日付け26保疾第887号健康福祉部長通知)の規定に基づく費用の支払い(第3条第1項に係るものを除く。)

別表第2の6の(11)を同(12)とし、同(10)中「昭和57年長野県告示第275号」を「平成27年2月16日付け26保疾第997号健康福祉部長通知」に、「第3第1項」を「第3条第1項」に改め、同(10)を同(11)とし、同(9)中「昭和56年長野県告示第483号」を「平成25年12月13日付け25健長第854号健康福祉部長通知」に改め、同(9)を同(10)とし、同(5)から(8)までを同(6)から(9)までとし、同(4)の次に次の事項を加える。

(5) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項の規定による特定医療費の支給

別表第2の7の(1)中「(2)」を「(2)及び(3)」に改め、同アの(ハ)を同(ヒ)とし、同(ウ)から(リ)までを同(ウ)から(ハ)までとし、同(ヒ)の次に次の事項を加える。

- (ウ) 第55条の6第1項の規定による被保護者就労支援事業の実施

別表第2の7の(2)中「支援に関する事項」を「自立支援に関する事項」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)を同(4)とし、同(2)の次に次の事項を加える。

- (3) 生活困窮者の自立支援に関する事項

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)の規定に基づく次の事項

- ア 第2条第2項第2号の規定によるあつせんを行う事業の実施に係る支援決定  
 イ 第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給  
 ウ 第6条第1項の規定による生活困窮者就労準備支援事業の実施に係る支援決定  
 エ 第6条第1項の規定による生活困窮者一時生活支援事業の実施  
 オ 第6条第1項の規定による生活困窮者家計相談支援事業の実施に係る支援決定

別表第2の9の(1)のトを同ノとし、同スからテまでを同ツからネまでとし、同シを同チとし、同チの前に次の事項を加える。

タ 第31条第3項の規定による在所期間の延長等の措置

別表第2の9の(1)のサを同ソとし、同コを同セとし、同ケを同スとし、同スの前に次の事項を加える。

- コ 第28条第2項ただし書の規定による保護者の児童虐待等の場合の措置の期間の更新  
 サ 第28条第3項の規定による保護者の児童虐待等の場合の措置の継続  
 シ 第28条第4項の規定による報告等又は資料の提出

別表第2の9の(1)のクを同ケとし、同キを同クとし、同カを同キとし、同オの次に次の事項を加える。

- カ 第27条第2項の規定による委託

別表第2の14の(36)を同(38)とし、同(35)ただし書中「第7」を「第6条」に改め、同(35)を同(37)とし、同(37)の前に次の事項を加える。

- (36) 難病患者に対する医療等に関する事項

ア 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づく次の事項

- (7) 第7条第1項の規定による支給認定

(イ) 第7条第3項の規定による支給認定を受けた指定難病の患者が特定医療を受ける指定医療機関の指定

(ウ) 第7条第4項の規定による医療受給者証の交付

(エ) 第10条第2項の規定による支給認定の変更の認定及び医療受給者証の提出の請求

(オ) 第10条第3項の規定による医療受給者証の記載及び返還

(カ) 第11条第1項の規定による支給認定の取消し

(キ) 第11条第2項の規定による医療受給者証の返還の請求  
イ 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第121号)の規定に基づく次の事項

(ク) 第13条第1項の規定による変更の届出の受理

(ケ) 第26条の規定による医療受給者証の再交付

別表第2の14の(34)を同(35)とし、同(17)から(33)までを同(18)から(34)までとし、同(16)の次に次の事項を加える。

(17) 食品表示に関する事項

食品表示法の規定に基づく次の事項

ア 第6条第1項の規定による指示

イ 第6条第3項の規定による指示

ウ 第6条第5項の規定による措置命令

エ 第6条第8項の規定による措置命令及び業務停止命令

オ 第7条の規定による公表

カ 第8条第1項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査、質問及び収去

キ 第12条第1項の規定による申出の受理

ク 第12条第2項の規定による申出の受理

ケ 第12条第3項の規定による調査

別表第2の14に次の事項を加える。

(39) 長野県特定疾病医療費助成事業実施要綱の規定に基づく受給者証の交付等

別表第2の15中「7の(6)、15の(12)、(35)及び(36)」を「14の(12)及び(36)から(39)まで」に改め、同19中「看護専門学校長に委任」を「長野県須坂看護専門学校長に委任」に改め、同(1)中「長野県看護専門学校条例」を「長野県須坂看護専門学校条例」に改め、同(2)中「に係る」を「及び旧長野県木曾看護専門学校に係る」に改め、「(長野県木曾看護専門学校長に限る。(3)において同じ。)」を削り、同37の(3)のケを同コとし、同オからクまでを同カからケまでとし、同エの次に次の事項を加える。

オ 災害対策基本法の規定に基づく次の事項

(7) 第76条の6第1項の規定による措置命令

(イ) 第76条の6第2項の規定による周知

(ウ) 第76条の6第3項の規定による措置

(エ) 第76条の6第4項の規定による土地の一時使用等

別表第2の37の(13)のオ中「及び」を「(道路の除雪業務及び点検・維持修繕業務の委託契約を含む。)及び」に改め、同(18)中「(4)のオの(7)」を「(4)のオの(ト)」に改め、同38中「長野県千曲川流域下水道建設事務所長」を「長野県千曲川流域下水道事務所長」に改め、同46の(10)を削る。

別表第3の2中「クの(コ)、(ク)及び(ケ)」を「クの(7)、(セ)、(ニ)及び(ス)」に、「コの(ト)並びにシ」を「コの(ト)、シの(オ)並びにス」に、「同(58)のイ」を「同(57)のイ」に、「同(59)、同(62)のカ」を「同(58)、同(61)のカ」に、「同(63)のイの(イ)」を「同(62)のイの(イ)」に、「同(67)のオの(7)」を「同(66)のオの(7)」に、「同(68)のオの(ウ)」を「同(67)のオの(ウ)」に、「同(69)のオの(ニ)」を「同(68)のオの(ニ)」に、「同(71)のオの(シ)、(ス)及び(テ)、オの(シ)、キの(ス)及び(セ)、クの(カ)、(ケ)、(フ)、(ニ)及び(ハ)並びにケの(サ)、同(73)のオの(7)」を「同(70)のオの(7)、(ト)及び(ヨ)、カの(シ)、クの(ス)及び(セ)、ケの(カ)、(ケ)、(フ)、(ニ)及び(ハ)並びにコの(サ)、同(72)のオの(7)」に、「同(76)のキ」を「同(75)のキ」に改め、同3中

「同(13)、同(15)のオ」を「同(15)、同(17)のオ」に、「同(18)のオの(7)」を「同(20)のオの(7)」に、「同(19)のオ」を「同(21)のオ」に、「同(20)のオ」を「同(22)のオ」に、「同(21)のオ」を「同(23)のオ」に改め、同7を同8とし、同6を同7とし、同5中「同(17)のオの(7)、同(18)のオ」を「同(18)のオの(7)、同(19)のオ」に、「同(19)のオ」を「同(20)のオ」に、「同(20)のオの(イ)、同(21)のオの(ウ)、同(22)のオの(イ)、同(23)のオの(オ)」を「同(21)のオの(イ)、同(22)のオの(ウ)、同(23)のオの(イ)、同(24)のオの(オ)」に、「同(24)のオの(イ)」を「同(25)のオの(イ)」に、「同(25)のオの(ト)」を「同(26)のオの(ト)」に、「同(26)のオ、同(27)、同(28)のオの(7)」を「同(27)のオ、同(28)、同(29)のオの(7)」に、「同(29)のオの(7)、同(30)から同(33)まで並びに同(34)のイ」を「同(30)のオの(7)、同(31)から同(34)まで並びに同(35)のイ」に改め、同5を同6とし、同4中「別表第2の9の(1)のソからテ」を「別表第2の9の(1)のトからネ」に改め、同4を同5とし、同3の次に次の事項を加える。

4 別表第2の7の(1)のオの(7)に掲げる事項

別表第4中「副知事、会計管理者、部長、会計局長及び担当部長が専決する事項」を

「副知事、会計管理者、部長、会計局長、職員キャリア開発センター所長及び担当部長が専決する事項」に改め、同3中「会計局長が専決する事項」の次に「職員キャリア開発センター所長及び」を加え、「(5)及び(6)」を「(6)及び(7)」に改め、同(16)を同(17)とし、同(15)中「担当部長が」を「職員キャリア開発センター所長又は担当部長が」に、「担当部長に」を「これらの者に」に改め、同(15)を同(16)とし、同(14)を同(15)とし、同(13)中「特別職の職員等の給与に関する条例」を「特別職の職員の給与に関する条例」に改め、同(13)を同(14)とし、同(2)から(12)までを同(3)から(13)までとし、同(1)の次に次の事項を加える。

(2) 軽易な事項に係る規則の改廃

別表第4の4の(1)中「3の(5)及び(6)」を「3の(6)及び(7)」に改め、同4を同5とし、同3の次に次の事項を加える。

4 職員キャリア開発センター所長が専決する事項

3の(6)及び(7)に掲げる事項

「(別表第5)(第6条関係)を  
別表第5中 課長が専決する事項」

「(別表第5)(第6条関係)

職員キャリア開発センター所長及び課長が専決する事項」に改め、同1中「課長」を「職員キャリア開発センター所長が専決する事項及び課長」に改める。

別表第7中「会計課会計審査幹及び出納決算係長が専決する事項」を「会計課会計審査幹及び出納電算係長が専決する事項」に改め、同2中「出納決算係長」を「出納電算係長」に改める。

別表第8の2の(4)のオの(セ)を同(7)とし、同(8)の次に次の事項を加える。

(セ) 第15条の19第1項の規定による土地の形質の変更の届出の受理

(7) 第15条の19第2項の規定による土地の形質の変更の届出の受理

(ク) 第15条の19第3項の規定による土地の形質の変更の届出の受理

(フ) 第15条の19第4項の規定による計画変更命令

(7) 第19条の10第1項の規定による土地の形質の変更に  
する措置命令

別表第8の10中「長野県千曲川流域下水道建設事務所長」を「長

野県千曲川流域下水道事務所長」に改める。

別表第9の1中「教育長」を「教育次長」に改める。

別表第10の1中「長野県千曲川流域下水道建設事務所長」を「長野県千曲川流域下水道事務所長」に改め、同6中「長野県自治研修所長、」を削り、「看護専門学校長」を「長野県須坂看護専門学校長」に改め、同7中「の代決」を「、長野県諏訪湖流域下水道事務所長及び長野県犀川安曇野流域下水道事務所長の代決」に改め、同9中「、労政事務所長」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第2の5の(71)のア、同(7)、同(イ)、同(ウ)及び同(ク)の改正規定、同(ツ)から(ハ)までを削り、同(フ)を同(リ)とし、同(ク)を同(ネ)とし、同(ウ)を同(ス)とし、同(セ)を同(ニ)とし、同(ニ)の前に次の事項を加える改正規定、同(ス)を同(ト)とし、同(シ)を同(テ)とする改正規定、同(セ)の改正規定、同(セ)を同(ウ)とし、同(ウ)の前に次の事項を加える改正規定、同(コ)を同(シ)とし、同(ク)を同(サ)とし、同(ク)の次に次の事項を加える改正規定、同(ヒ)を同(ハ)とし、同(7)から(マ)までを同(ヒ)から(ホ)までとする改正規定、同(シ)の改正規定、同(シ)を同(マ)とし、同(ム)を同(シ)とする改正規定、同(メ)の改正規定、同(メ)を同(ム)とし、同(エ)を同(メ)とする改正規定、同(ヤ)の改正規定、同(ヤ)を同(セ)とし、同(ロ)から(ワ)までを同(ヤ)から(リ)までとし、同タを同チとし、同サからソまでを同シからタまでとする改正規定、同(コ)の(キ)の改正規定、同(コ)を同サとする改正規定、同(ケ)の(イ)及び(ク)の改正規定、同(ケ)を同コとし、同(ク)を同ケとする改正規定、同(キ)の(キ)の改正規定並びに同(キ)を同クとし、同(イ)から(カ)までを同(ウ)から(キ)までとし、同(ア)の次に次の事項を加える改正規定 平成27年6月1日

(2) 別表第2の(72)のイを同ウとし、同(ア)を同イとし、同(イ)の前に次の事項を加える改正規定 平成27年6月25日 (経過措置)

2 この規則の施行の日から前項第1号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの規則による改正後の事務処理規則附則第6項及び別表第3の2の規定の適用については、同項中「カ及びクからコ」とあるのは「オ及びキからケ」と、「(ヤ)、(イ)及び(リ)」とあるのは「(ア)、(イ)及び(ウ)」と、「同カ」とあるのは「同オ」と、「同ク」とあるのは「同キ」と、「同ケ」とあるのは「同ク」と、「同コ」とあるのは「同ケ」と、同2中「同(70)のアの(イ)、(ロ)及び(ハ)、カの(シ)、ク(ス)及び(セ)、ケの(カ)」とあるのは「同(70)のアの(シ)、(ス)及び(テ)、オの(シ)、キの(ス)及び(セ)、クの(カ)」と、「(コ)の(サ)」とあるのは「(ケ)の(サ)」とする。

(建築基準法施行細則の一部改正)

3 建築基準法施行細則(昭和35年長野県規則第63号)の一部を次のように改正する。

附則第4項を次のように改める。

4 第2条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「建築物」とあるのは、「建築物(中央新幹線鉄道の建設に係るものを除く。)」とする。

行政改革課

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第13号

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第1条 職員の任用に関する規則(昭和34年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の5の6の項中「看護専門学校の長」を「須坂看護専門学校長」に改める。

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「|総務参事 |」を

「 | 総務参事 | に、  
 | 職員キャリア開発センター |  
 | 所長 | 」

「 | 会計参事 | を  
 | 自治研修所長 | 」

「 | 会計参事 | に、

「 | 運転免許本部長 | を

「 | 県立歴史館長 | に改める。  
 | 運転免許本部長 | 」

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「県立大学設立担当部長」を「県立大学設立担当部長 職員キャリア開発センター所長」に、「秘書課の秘書担当の企画幹 人事課」を「人事課」に、「人事課及び行政改革課」を「秘書課の秘書担当の課長補佐 人事課、行政改革課及び職員キャリア開発センター」に、「条例審査を担当する係の係長、」を「条例審査を担当する係の係長、担当係長、主査、主任及び主事 職員キャリア開発センターの」に、

「 | 自治研修所 | 所長 | を  
 | 東京事務所 | 所長 次長 | 」

「 | 東京事務所 | 所長 次長 | に、

「 | 看護専門学校 | を

「 | 須坂看護専門学校 | に、

「 | 諏訪湖流域下水道事務所 | 所長 | を  
 | 千曲川流域下水道建設事務所 | 所長 | 」

「 | 流域下水道事務所 | 所長 次長 | に改め、

同表の教育委員会事務局及び教育機関の項中「教育長 教育次長」

を「教育次長」に、「教育総務課」を「教育政策課」に、  
 「副館長」を「館長 副館長」に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第4条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1のアの知事の事務部局の項中

「総務参事」を

「総務参事  
職員キャリア開発センター所長」に、

「会計参事  
自治研修所長」を

「会計参事」に、

「自治研修所次長  
東京事務所次長」を

「東京事務所次長」に、

「看護専門学校長」を

「須坂看護専門学校長」に、

「計量検定所長」を

「千曲川流域下水道事務所長  
計量検定所長」に、

「千曲川流域下水道建設事務所長  
砂防事務所長」を

「砂防事務所長」に、

「自立支援幹」を

「障がい福祉幹」に、

「全国植樹祭推進幹  
会計審査幹」を

「会計審査幹」に、

「工業技術総合センター技術連携  
部門長」を

「千曲川流域下水道事務所次長  
工業技術総合センター技術連携  
部門長」に、

「諏訪湖流域下水道事務所長」を

「諏訪湖流域下水道事務所長 犀  
川安曇野流域下水道事務所長」に改め、同アの教育委員

会の事務局及び教育機関の項中

「県立長野図書館長」を

「県立長野図書館長  
県立歴史館長」に、

「歴史館副館長」を

「県立歴史館副館長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

人事委員会事務局